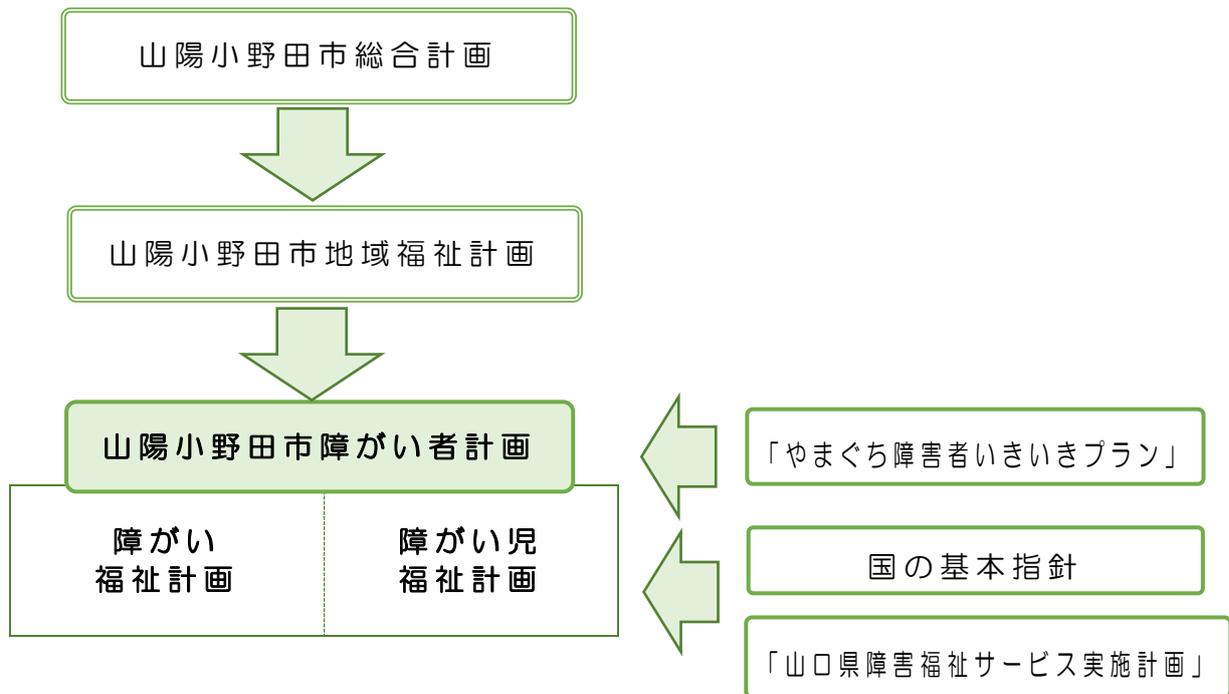


第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画等のためのアンケートについて（報告）

1 計画の位置づけ及び性格



○山陽小野田市障がい者計画

「障害者基本法」を根拠とする「障害者基本計画」です。

「山陽小野田市障がい者計画」は、「山陽小野田市総合計画」と「山陽小野田市地域福祉計画」を上位計画とし、障がい者施策を推進するための基本目標、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい福祉施策推進のための指針となるものです。

また、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」との整合性を保ちます。

第 4 次山陽小野田市障がい者計画	
根拠法	「障害者基本法」第 11 条第 3 項
性格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画
今回計画期間	第 4 次計画：平成 30 年度～令和 5 年度（6 年間）

○山陽小野田市障がい福祉計画

「第 5 期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

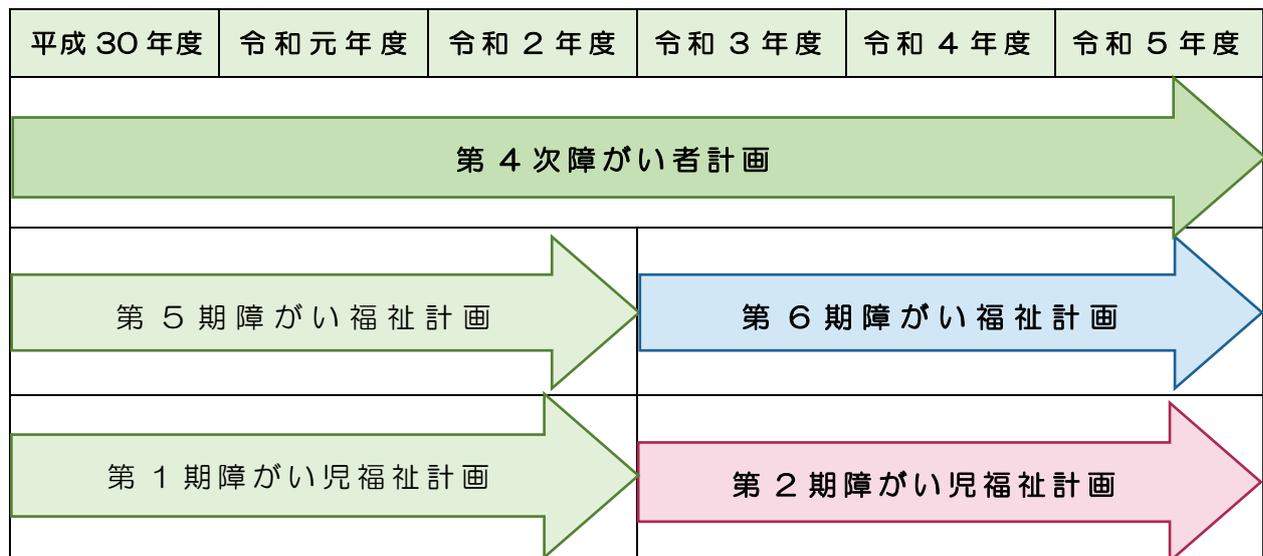
第 5 期山陽小野田市障がい福祉計画	
根拠法	「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項
性格	障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画
今回計画期間	第 5 期計画：平成 30 年度～令和 2 年度（3 年間）

○山陽小野田市障がい児福祉計画

「第 1 期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

第 1 期山陽小野田市障がい児福祉計画	
根拠法	「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項
性格	障がい児通所支援等の見込量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画
今回計画期間	第 1 期計画：平成 30 年度～令和 2 年度（3 年間）

2 計画の期間



3 アンケートの実施

実施期間：令和元年 11 月 21 日～令和元年 12 月 20 日

（特別支援学級在籍児童・生徒の保護者へのアンケートは令和元年 12 月 19 日～令和 2 年 1 月 9 日）

	対象者	配付数(人) (有効数)	調査方法	回収率 (%)
第 6 期障がい福祉計画	18 歳以上 65 歳未満の「身体障害者手帳」、療育手帳、「精神障害者保健福祉手帳」所持者	1,064 (1,062)	郵送による 配付回収	48.8
	自立支援医療（精神通院）受給者証による障がい福祉サービス利用者及び 65 歳以上の障がい福祉サービス利用者	61		
第 2 期障がい児福祉計画	特別支援学級在籍児童・生徒の保護者	214	学校を通じて 配付回収	64.9
	総合支援学校に通学しており障がい福祉サービスを利用している児童・生徒の保護者	18	郵送による 配付回収	
	児童発達支援サービスを利用している児の保護者	30	事業所を通じて 配付回収	
第 4 次障がい者計画	20 歳～79 歳の市民（小野田・山陽地区別、男女別、年代別に無作為抽出）	2,000 (1,991)	郵送による 配付回収	41.0

【問1】 お答えいただくのは、どなたですか。 (1つだけ)

- 1: 本人 (郵送された宛名の方) 2: 本人のご家族 3: ご家族以外の支援者

●あなた (郵送された宛名の方) の性別・年齢・ご家族について

【問2】 あなたの性別をお答えください。 1: 男性 2: 女性

【問3】 あなたの年齢 (令和元年11月1日現在) をお答えください。

【問4】 あなたがお住まいの地域はどこですか。

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 1 : 本山小学校区 | 2 : 赤崎小学校区 | 3 : 須恵小学校区 |
| 4 : 小野田小学校区 | 5 : 高泊小学校区 | 6 : 高千帆小学校区 |
| 7 : 有帆小学校区 | 8 : 厚狭小学校区 | 9 : 出合小学校区 |
| 10 : 厚陽小学校区 | 11 : 津布田小学校区 | 12 : 埴生小学校区 |

【問5】 日常生活で、あなたを主に介助しているご家族は誰ですか。(1つだけ)

- 1: 介助は受けていない (問8へ)
 2: 父母・祖父母 3: 配偶者 (夫または妻) 4: 子ども
 5: 兄弟姉妹 6: その他 ()

【問6】 問5で「1: 介助は受けていない」以外に回答された方におたずねします。
 その方の年代をお答えください。

【問7】 問5で「1: 介助は受けていない」以外に回答された方におたずねします。
 その方の健康状態はどうか。(1つだけ)
 1: よい 2: ふつう 3: よくない

●あなたの障がいの状況について

【問8】 あなたはどの認定を受けていますか。(該当するものすべて)

- 1: 身体障害者手帳
 2: 療育手帳
 3: 精神障害者保健福祉手帳
 4: 難病
 5: 自立支援医療受給者証 (精神通院)

【問9】 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。

- 1: ある 2: ない (問11へ)

【問10】 問9で「1：ある」に回答された方におたずねします。

発達障がいがあるとわかったのは、どのようなきっかけですか。(1つだけ)

- 1： 幼児健診や保育園等の指摘で幼児期から診断されていた
- 2： 家族など身近な人が気づいた
- 3： 就職してから職場の人から指摘された
- 4： その他 ()
- 5： 分からない

●あなたの住まいや暮らしについて

【問11】 あなたは現在どのように暮らしていますか。(1つだけ)

- 1： 一人で暮らしている (家やアパートなどの一般住宅)
- 2： 家族と暮らしている
- 3： グループホームで暮らしている
- 4： 福祉施設 (障がい者入所施設、高齢者入所施設) で暮らしている
- 5： 病院に入院している
- 6： その他 ()

【問12】 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。(1つだけ)

- 1： 今と同じがよい
- 2： 一人で暮らしたい (家やアパートなどの一般住宅)
- 3： 家族と一緒に生活したい
- 4： グループホームなどを利用したい
- 5： 福祉施設 (障がい者入所施設、高齢者入所施設) に入所したい
- 6： 病院に入院したい
- 7： その他 ()

【問13】 在宅 (入所施設や入院以外) で生活するためや在宅での生活を続けるためには、どのような支援があればよいと思いますか。(いくつでも)

- 1： 在宅で必要な医療的ケアなどが受けられること
- 2： 障がい者が暮らしやすい住居の確保
- 3： 必要な在宅サービス (ホームヘルパーなど) が利用できること
- 4： 生活訓練 (自立した生活が送られるよう日常生活の訓練を行う) などの充実
- 5： 経済的な負担を減らす支援
- 6： 相談対応などの充実
- 7： 地域住民などの理解
- 8： コミュニケーションについての支援
- 9： その他 ()

●あなたの就労について

【問14】 あなたの主な収入は何ですか。 (1つだけ)

- 1 : 会社勤めや自営業、家業による収入
- 2 : 年金収入 (問16へ)
- 3 : 生活保護費 (問16へ)
- 4 : 就労サービス利用時の工賃 (問16へ)
- 5 : その他 () (問16へ)

【問15】 問14で「1 : 会社勤めや自営業、家業による収入」を選択した方にお聞きします。どのような雇用形態で働いていますか。 (1つだけ)

- 1 : 正社員
- 2 : 正社員以外 (パート・アルバイト・嘱託職員など)
- 3 : 自営業・家業
- 4 : その他 ()

【問16】 あなたは障がい者が働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (いくつでも)

- 1 : 通勤手段の確保
- 2 : 勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮
- 3 : 職場での障がいへの理解
- 4 : 職場で介助や援助などが受けられること
- 5 : 短時間勤務や勤務日数などの配慮
- 6 : 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
- 7 : 在宅勤務の広がり
- 8 : 仕事についての職場外での相談対応・支援
- 9 : 企業ニーズにあった就労訓練
- 10 : その他 ()

●あなたの相談相手について

【問17】 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。 (いくつでも)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1 : 家族や親せき | 2 : 友人・知人 |
| 3 : 近所の方 | 4 : 職場の上司や同僚 |
| 5 : 相談支援事業所の相談支援専門員 | 6 : 介護保険のケアマネジャー |
| 7 : 施設やサービス事業所の方 | 8 : 障がい者団体や家族会 |
| 9 : 民生委員・児童委員 | 10 : 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生 |
| 11 : 行政機関の相談窓口 | 12 : かかりつけの医師や看護師または |
| 13 : その他 () | ケースワーカーなどの医療関係者 |

●**権利擁護**について

【問18】 あなたは、障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをしたことがありますか。 （1つだけ）

- 1：ある 2：少しある 3：ない（問21へ）

【問19】 問18で「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。

どのような場所で嫌な思いをされましたか。（いくつでも）

- 1：学校 2：仕事場 3：求職活動 4：行政機関
5：交通機関 6：病院などの医療機関 7：住んでいる地域（家庭を含む）
8：商業施設（お店、レストランなど） 8：その他（ ）

【問20】 問18で「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。

あなたが嫌な思いをされた具体的な内容はどのようなものですか。

（自由記載 ）

【問21】 成年後見制度についてご存じですか。（1つだけ）

- 1：名前も内容も知っている
2：名前を聞いたことはあるが、内容は知らない
3：名前も内容も知らない

●**災害**について

【問22】 あなたがお住まいの地区の避難所を知っていますか。

- 1：知っている 2：知らない

【問23】 あなたにとって、災害が起こった際の不安は何ですか。（いくつでも）

- 1：避難の情報が伝わってこないこと 2：避難する際の移動
3：避難先での生活 4：特にな
5：その他（ ）

【問24】 あなたが災害時に、避難所などで具体的に困ると思われることは何ですか。（いくつでも）

- 1：特にな
2：トイレ（広さや設備など）
3：プライバシーの保護 4：コミュニケーション
5：介助・介護 6：薬や医療のこと
7：補装具や日常生活用具 8：その他（ ）

【問25】 あなたは災害時のための準備をしていますか。

1 : はい

2 : いいえ (問27へ)

【問26】 問25で「1 : はい」を選択した方にお聞きします。

どのような準備をしていますか。

(いくつでも)

1 : 食料や水などの防災用品を用意している

2 : 家具に転倒防止の対策をしている

3 : 必要な医薬品などを安全な場所に保管し、すぐに持ち出せるようにしている

4 : 服用している医薬品などが周りの方に分かるように、メモなどを常備している

5 : 近所の方に災害時の手助けを頼んでいる

6 : ボランティアの方に災害時の手助けを頼んでいる

7 : ヘルプカードを携帯している

8 : その他 ()

●あなたの社会参加について

【問27】 あなたは、最近1か月間にどのような社会参加をしていますか。

(いくつでも)

1 : 旅行

2 : 買い物 (日常の買い物を含む)

3 : ボランティア活動

4 : 障がい者団体の活動

5 : 講座や講演会などへの参加

6 : 地域の行事や祭り、学校・職場の行事

7 : インターネットなどでの社会交流

8 : 家族・友人・知人との交流

9 : スポーツ・運動

10 : 文化・芸術活動

11 : その他 ()

【問28】 今後どのような社会参加をしたい、参加し続けたいと思いますか。

(いくつでも)

1 : 旅行

2 : 買い物 (日常の買い物を含む)

3 : ボランティア活動

4 : 障がい者団体の活動

5 : 講座や講演会などへの参加

6 : 地域の行事や祭り、学校・職場の行事

7 : インターネットなどでの社会交流

8 : 家族・友人・知人との交流

9 : スポーツ・運動 (問29へ)

10 : 文化・芸術活動 (問30へ)

11 : その他 ()

【問29】 問28で「9：スポーツ・運動」と回答された方におたずねします。
 あなたが、スポーツや運動をする、し続けるためにはどのようなことが必要ですか。
 (いくつでも)

- | | | |
|-------------------|----------------|------------|
| 1 : 場所の確保 | 2 : 施設のバリアフリー化 | 3 : 金銭的な援助 |
| 4 : 移動手段の確保 | 5 : 組織作り | 6 : 指導者の確保 |
| 7 : 付添い等ボランティアの確保 | 8 : 情報提供 | |
| 9 : その他 () | | |

【問30】 問28で「10：文化・芸術活動」と回答された方におたずねします。
 あなたが、文化・芸術活動をする、し続けるためにはどのようなことが必要ですか。
 (いくつでも)

- | | | |
|-------------------|----------------|------------|
| 1 : 場所の確保 | 2 : 施設のバリアフリー化 | 3 : 金銭的な援助 |
| 4 : 移動手段の確保 | 5 : 組織作り | 6 : 指導者の確保 |
| 7 : 付添い等ボランティアの確保 | 8 : 情報提供 | |
| 9 : その他 () | | |

●あなたの障がい福祉サービスなどの利用について

【問31】 次の中で現在利用しているサービスがあれば選んでください。
 (該当するものすべて)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 : 利用していない (問36 へ) | 2 : 居宅介護 (ホームヘルプサービス) |
| 3 : 重度訪問介護 | 4 : 同行援護 |
| 5 : 行動援護 | 6 : 重度障害者等包括支援 |
| 7 : 生活介護 | 8 : 自立訓練 (機能訓練) |
| 9 : 自立訓練 (生活訓練) | 10 : 就労移行支援 |
| 11 : 就労継続支援A型 | 12 : 就労継続支援B型 |
| 13 : 就労定着支援 | 14 : 療養介護 |
| 15 : 短期入所 | 16 : 自立生活援助 |
| 17 : 共同生活援助 (グループホーム) | 18 : 施設入所支援 |

【問32】 問31で「1：利用していない」以外に回答された方にお聞きします。
 サービスを利用して全体としていかがでしたか。 (1つだけ)

- 1 : 満足 (問34 へ)
- 2 : まあまあ満足 (問34 へ)
- 3 : やや不満
- 4 : 不満

【問33】 問32で「3：やや不満」又は「4：不満」と回答した方にお聞きします。

不満の理由は何ですか。 (いくつでも)

- 1：希望する内容のサービスが受けられない
- 2：希望する時間帯にサービスが受けられない
- 3：希望する量のサービスが受けられない
- 4：サービスを提供する事業者の対応が悪い
- 5：近くにサービスを提供する事業者がない
- 6：利用料の負担が多い
- 7：その他 ()

【問34】 サービスを利用して良かったことは何ですか。

(いくつでも)

- 1：不安や心配が減った
- 2：家族の負担が減った
- 3：在宅での生活が引き続き送れる
- 4：本人や家族の外出する機会が増えた
- 5：以前に比べて身の回りのことができるようになった
- 6：その他 ()

【問35】 今後利用したい支援はどのようなものですか。

(いくつでも)

- 1：在宅での生活の支援 (ホームヘルパーなど)
- 2：就労に向けた支援
- 3：移動のための支援
- 4：意思疎通支援
- 5：日中行くことのできる場所を確保する支援
- 6：施設への入所支援
- 7：その他 ()

● **今後の希望について**

【問36】 障がい福祉施策について、あなたが重要と思う施策はどれですか。

(優先度の高いものを3つまで)

- 1 : 自宅での生活を支援する在宅サービスの充実
- 2 : 障がいのある方、児童の施設サービスの充実
- 3 : グループホームなど地域で生活するための場所の充実
- 4 : 機能回復や地域生活に必要な訓練の充実
- 5 : 福祉手当・タクシー券の支給などの経済的支援の充実
- 6 : 隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実
- 7 : ボランティアの育成や活動への支援の充実
- 8 : 住民同士がふれあう機会や場の充実
- 9 : 誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実
- 10 : 差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実
- 11 : 何でも相談できる窓口などの相談体制の充実
- 12 : 行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実
- 13 : 重度障がい者の医療ケアを支える医療体制の充実
- 14 : サービス利用手続きの簡素化
- 15 : 保健や福祉の専門的な人材育成と資質の向上
- 16 : 医療・保健・福祉・教育の連携強化
- 17 : 災害のときの避難誘導體制の整備・充実
- 18 : 地域と連携した防犯活動の充実
- 19 : 道路の段差解消など、バリアフリー化の推進
- 20 : 働く意欲のある方への就労支援の充実
- 21 : 障がい福祉サービス等を利用するときの利用料の負担軽減
- 22 : 自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実
- 23 : その他 ()

◆ **市の施策であるスマイルエイジングについて**

【問37】 スマイルエイジングという言葉聞いたことがありますか。

- 1 : ある 2 : ない

【問38】 笑顔で年を重ねていますか。

- 1 : はい 2 : いいえ

※スマイルエイジング：スマイルの源となる「心身の健康」を保ちつつ、誰もが笑顔で年を重ねていくことで、健康寿命の延伸をめざしています。

御協力ありがとうございました。

●お子様の性別・学年・お住まいについて

【問1】 お子様の性別をお答えください。 1：男性 2：女性

【問2】 お子様の現在の通学先はどこですか。

1：小学校（支援学級）・松原分校 2：中学校（支援学級）・松原分校

【問3】 お子様の現在の学年、また年齢（令和元年11月1日現在）をお答えください。

【問4】 お子様がお住まいの地域はどこですか。

1：本山小学校区 2：赤崎小学校区 3：須恵小学校区
4：小野田小学校区 5：高泊小学校区 6：高千帆小学校区
7：有帆小学校区 8：厚狭小学校区 9：出合小学校区
10：厚陽小学校区 11：津布田小学校区 12：埴生小学校区

●お子様の状況について

【問5】 お子様は障がい者手帳や自立支援医療受給者証をお持ちですか。

1：持っている 2：持っていない（問7へ）

【問6】 問5で「1：持っている」と回答された方におたずねします。

お子様はどの認定を受けていますか。 （該当するものすべて）

1：身体障害者手帳 2：療育手帳
3：精神障害者保健福祉手帳 4：自立支援医療受給者証

【問7】 お子様は発達障がいと診断されたことがありますか。

1：ある 2：ない（問9へ）

【問8】 問7で「1：ある」と回答された方におたずねします。

発達障がいがあるとわかったきっかけは何ですか。（1つだけ）

1：1歳半、3歳児健診などの幼児健診 2：幼稚園、保育所などからの指摘
3：小・中学校などの学校からの指摘 4：家族など身近な人が気づいた
5：病院での診察 6：その他（ ）
7：わからない

【問 21】 問 19 で「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。

保護者として嫌な思いをされた具体的な内容はどのようなものですか。

(自由記載：)

●今後の希望について

【問 22】 障がい福祉施策について、あなたが重要と思う施策はどれですか。

(優先度の高いものを3つまで)

- 1 : 自宅での生活を支援する在宅サービスの充実
- 2 : 障がいのある方、児童の施設サービスの充実
- 3 : グループホームなど地域で生活するための場所の充実
- 4 : 機能回復や地域生活に必要な訓練の充実
- 5 : 福祉手当・タクシー券の支給などの経済的支援の充実
- 6 : 隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実
- 7 : ボランティアの育成や活動への支援の充実
- 8 : 住民同士がふれあう機会や場の充実
- 9 : 誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実
- 10 : 差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実
- 11 : 何でも相談できる窓口などの相談体制の充実
- 12 : 行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実
- 13 : 重度障がい者の医療ケアを支える医療体制の充実
- 14 : サービス利用手続きの簡素化
- 15 : 保健や福祉の専門的な人材育成と資質の向上
- 16 : 医療・保健・福祉・教育の連携強化
- 17 : 災害のときの避難誘導體制の整備・充実
- 18 : 地域と連携した防犯活動の充実
- 19 : 道路の段差解消など、バリアフリー化の推進
- 20 : 働く意欲のある方への就労支援の充実
- 21 : 障がい福祉サービス等を利用するときの利用料の負担軽減
- 22 : 自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実
- 23 : その他 ()

御協力ありがとうございました。

●あなたの性別・年齢等について

【問1】 性別をお答えください。 1：男性 2：女性

【問2】 年齢（令和元年11月1日現在）をお答えください。

【問3】 お住まいの地域はどこですか。

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1：本山小学校区 | 2：赤崎小学校区 | 3：須恵小学校区 |
| 4：小野田小学校区 | 5：高泊小学校区 | 6：高千帆小学校区 |
| 7：有帆小学校区 | 8：厚狭小学校区 | 9：出合小学校区 |
| 10：厚陽小学校区 | 11：津布田小学校区 | 12：埴生小学校区 |

●障がい者支援に関する関心等について

【問4】 身近に障がいのある方はおられますか。 （該当するものすべて）

- | | |
|------------|--------------|
| 1：家族、親族にいる | 2：友人、知人にいる |
| 3：近隣、地域にいる | 4：学校や職場にいる |
| 5：いない | 6：知らない、わからない |

【問5】 障がい者支援について関心がありますか。 （1つだけ）

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1：非常に関心がある | 2：ある程度関心がある |
| 3：あまり関心がない（問7へ） | 4：全く関心がない（問7へ） |

【問6】 問5で「1：非常に関心がある」「2：ある程度関心がある」と回答された方におたずねします。どのような理由から関心をお持ちですか。（該当するものすべて）

- 1：家族や親族に障がいのある方がいる（いた）から
- 2：友人や知人に障がいのある方がいる（いた）から
- 3：学校や職場、近所などに障がいのある方がいる（いた）から
- 4：福祉活動やボランティア活動をしている（いた）から
- 5：保健・医療・福祉に関係する職業についている（いた）から
- 6：近所に障がい福祉施設があるから
- 7：テレビや本などで障がいのある方のことをよく目にするから
- 8：将来、自分も障がい者になるかもしれないから
- 9：その他（ ）

【問 19】 問 18で「1：関心がある」と回答された方におたずねします。

どのような活動に関心がありますか。

(該当するものすべて)

1：手話ボランティア・サークル

2：要約筆記ボランティア・サークル

3：点訳ボランティア・サークル

4：朗読ボランティア・サークル

5：付添いボランティア

6：その他（ ）

【問 20】 障がいのある方が近所にお住まいの場合（お住まいでない場合はお住まいと仮定した場合）、住民としてどのような事が不安ですか。 (該当するものすべて)

1：どのように接したらよいかわからない

2：普段の生活でどのようなことに困っているかわからない

3：何かのときに、どこに相談したらよいかわからない

4：緊急時、どこが受け入れてくれるのかわからない

5：災害時、どのように支援してよいかわからない

6：その他（ ）

【問 21】 あなたが障がいを負った場合、どこに相談しますか。

(該当するものすべて)

1：医療機関

2：市

3：相談支援事業所

4：民生委員

5：地域の身体障害者相談員・知的障害者相談員

6：その他（ ）

【問 22】 障がい者福祉に関する理念について、知っていますか。

障がい者福祉に関する理念	回答の選択肢
①ノーマライゼーション	1：知っている 2：聞いたことはある 3：知らない
②バリアフリー	
③ユニバーサルデザイン	
④インクルージョン	

【問 23】 普段の生活の中で次の様な行動をとったことはありますか。

場面	回答の選択肢
①「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の対象ではないが、専用駐車場に駐車した	1：行ったことがある 2：行ったことはない
②点字ブロックの上に自転車を停めた	
③トイレが混んでいたのに、空いていた多目的トイレを使用した	

アンケートにおける用語や内容の説明及びお願い

○障害者差別解消法について

障がいのある方もない方も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱い」の禁止とは、障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などの制限をすること、障がいのない方に対してつけない条件をつけることなどが禁止されています。

【不当な差別的取扱いの例】・受付の対応を拒否・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの方だけに話かける・障がい者向けの物件はないと言って対応しない

「合理的配慮」は、障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。

【合理的配慮の例】・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する・「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いて欲しい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題のない書類の場合は、その方の意思を十分に確認しながら代わりに書く



★あいサポーター研修について

これまで「障害」とは、目が見えない、歩けないなど、その方が持っている性質や機能だけから生じるものと多くの場合考えられてきました。しかし、それだけではなく、そうした個人の性質のために、働けなかったり、さまざまな活動に参加できなかったりするような社会のしくみ（人々の偏見、建物や制度など）にも問題があり、そのような社会と人とのかかわりから「障害」が生じると考えられています。

誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）にするために、まずは「障害」について理解し、ちょっとした手助けや配慮をすることができる「あいサポート運動」を山口県も推奨しています。

障がいの特性を理解するための研修を実施していますので、御希望があれば山口県障害者支援課（083-933-2760）又は市役所障害福祉課（82-1170）に御相談ください。

○障害者虐待防止法について

平成 24 年 10 月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある方への虐待を発見した場合、通報義務があります。市役所障害福祉課内に「障がい者虐待防止センター」がありますので、御連絡ください。（82-1159）

○障がい者福祉に関する用語の説明

ノーマライゼーション

高齢者も障がい者も、健常者と同様の生活が出来るように支援すべきという考え方。

バリアフリー

高齢者や障がい者が、社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築（設備）、製品、情報などの設計のこと。

インクルージョン

包括・包容 障がい児と健常児が区別なく、共に学ぶ機会を作っていくこと。

○スマイルエイジングとは

スマイルの源となる「心身の健康」を保ちつつ、誰もが笑顔で年を重ねていくことで、健康寿命の延伸を目指します。山陽小野田市ではスマイルエイジングを推進しています。

○ヘルプカードについて

「手助けが必要な方」と「手助けがしたい方」を結ぶカードです。

障がいのある方が、緊急時や災害時、困った際に、手助けしてほしいことを伝えるためのものです。障がいのある方からヘルプカードの提示がありましたら、記載されている内容に沿って支援をお願いします。個人情報が多く含まれていますので、取扱には十分注意してください。

<p>あなたの支援が必要です。</p> <h1>ヘルプカード</h1>   <p>山陽小野田市</p>	<p>住所：山陽小野田市</p> <p>氏名： <small>けつえきがた</small> <small>かた</small> 血液型 型</p> <p>生年月日： 年 月 日生</p> <p>連絡先① - -</p> <p>氏名 (続柄)</p> <p>連絡先② - -</p> <p>氏名 (続柄)</p>
<p>にがて 苦手なこと・できないこと</p> <p>てつだ ぼ 手伝って欲しいこと</p>	<p>しょう めい びょうめい 障がい名・病名など</p> <p>かかりつけ医療機関：</p> <p>しゅじい せんわ 主治医： TEL：</p> <p>くすり 薬：</p> <p>アレルギー：無・有 ()</p> <p>てんかん：無・有</p>

【お願い】

◆「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」について

障がいのある方や高齢の方、妊産婦などで歩行や車の乗降が困難な方が、事前に交付を受けた利用証を掲示することにより、制度協力施設に確保された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用することができます。

車の乗り降りのためにドアを全開にしなければならない方、歩行困難などによりできるだけ建物の近い位置に駐車する必要がある方の駐車スペースです。

利用証をお持ちの方であっても、同乗者の介助などにより、歩行や車の乗り降りに支障がないときは、他の必要な方への配慮をお願いします。

制度の基本となるのは、皆さま一人ひとりのやさしい心、ゆずりあいの心です。御理解と御協力をお願いします。

◆点字ブロックについて

点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）は、視覚障がい者が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）のことです。

点字ブロック上には、物を置かないよう、御配慮をお願いします。

◆多目的トイレについて

多目的トイレとは、車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者、子ども連れなどの多様な方が利用可能としたトイレのことです。多目的トイレが使えないと困る人がいます。

特に多目的トイレで守るべきマナーとしては、

①できるだけ短時間の利用にする

（多目的トイレはそこしか利用できない方が優先のものであるため）

②開閉式のおむつ替えシートを利用したら元に戻す

（車いす使用者や盲導犬と歩く視覚障がい者等のためのスペースを確保するため）

③小便利用の際に便座を上げたら元に戻す

（腕に障がいのある方等がスムーズに利用できるように）

④トイレトペーパーを補充しておく

（予備のトイレトペーパーが腕に障がいのある方や車いす使用者が届きにくい場所にある場合があるため）

